

## 第138回 統計委員会 議事録

1 日 時 令和元年6月27日（木）9:00～12:00

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、西郷 浩、  
白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一、宮川 努

### 【臨時委員】

山澤 成康

### 【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

石田総務大臣、

横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、永島次長、阿南次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、

澤村統計審査官

4 議 事

- （1）公的統計の総合的品质管理を目指して（建議）（案）について
- （2）諮問第129号の答申「商業動態統計調査の変更について」
- （3）諮問第131号「国勢調査の変更について」
- （4）諮問第132号「賃金構造基本統計調査の変更について」
- （5）諮問第133号「自動車輸送統計調査の変更について」
- （6）部会の審議状況について
- （7）統計委員会専門委員の発令等について
- （8）平成30年度統計法施行状況について

(9) 毎月勤労統計調査について

(10) 「令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」(素案)  
について

## 5 議事録

○櫻川総務省統計委員会担当室長 本日は冒頭に報道のカメラが入ります。これからカメラ撮りを可といたします。

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第138回統計委員会を開催いたします。本日は清原委員、島崎委員、関根委員、及び野呂委員が御欠席です。また、後ほど石田真敏総務大臣に御出席いただく予定です。

それでは、議事に入る前に、本日の議事と用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認いたします。

本日の資料は大変大部になっておりますが、どうぞ御了承ください。本日は答申が1件、諮問が3件、部会報告が2件、委員会の運営に関する案件が1件、その他の案件が4件です。

まず、「公的統計の総合的品質管理を目指して(建議)(案)について」が資料1、「諮問第129号の答申「商業動態統計調査の変更について」が資料2、諮問第131号「国勢調査の変更について」が資料3-1及び3-2、諮問第132号「賃金構造基本統計調査の変更について」が資料4-1及び4-2、諮問第133号「自動車輸送統計調査の変更について」が資料5-1及び5-2、サービス統計・企業統計部会の審議状況についてが資料6-1、SNA部会の審議状況についてが資料6-2、統計委員会専門委員の発令等についてが資料7-1及び7-2、平成30年度統計法施行状況についてが資料8、毎月勤労統計調査についてが資料9、令和2年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議(案)についてが資料10です。

議事の説明と資料の確認は以上です。

○西村委員長 ただ今事務局から説明がありましたとおり、本日は、通例の答申、諮問、部会報告及び専門委員の発令等のほか、点検検証部会で審議いただいた公的統計の総合的品質管理を目指して(案)、それから統計法の施行状況報告、統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議に関する説明があります。本日はこのような議事にしたいと思います。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 カメラ撮りはここまでといたします。

(報道カメラ退室)

○西村委員長 それでは、最初の議事に移ります。点検検証部会に審議いただいていた第1次再発防止策であります。点検検証部会での審議結果について、河井部会長、御説明をお願いいたします。

○河井委員 第一次再発防止策につきましては、前回、5月24日の第137回統計委員会にお

きまして、西郷部会長代理から素案を報告していただきました。その際に委員の皆様からいただいた御意見も踏まえながら、その後に審議を2回行い、部会で決定いたしました。資料1を適宜御覧いただきたいのですが、冒頭の部分は西村委員長の原案を基に各委員と調整された統計委員会としての考え方が記載されたものです。部会として決定したものは3枚目以降のページ番号が振ってある部分になります。素案の段階でできる限りの内容を盛り込んでいたことから、今回大きな変更はありませんので、主な変更点について御説明したいと思います。

資料1に振ってあるページ番号で申し上げます。12ページを御覧ください。2の一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善から、13ページに別紙というものが出ているのですが、一斉点検で問題が見つかった事案について、問題の種類ごとに処理方針を定めました。各府省は年末までにこれに従い、個別統計の処理方針を定めて総務省に報告し、総務省から統計委員会に報告して公表することとしております。

14ページ以降に、新たに資料編としまして、一斉点検の結果の概要や審議経過など、第1次再発防止策に関する資料を付けました。このほか、各項目におきまして、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、記述の追加や修正をしております。

以上が第1次再発防止策の部会決定の御報告になります。点検検証部会におきましては、秋ごろまでをめぐりに引き続き5つほどテーマがありまして、具体的には毎月勤労統計調査、学校基本調査、及び一般統計の審議、並びにプログラムの外注につきまして、重点審議を現在、実行しております。こちらにつきましても今後、統計委員会に適宜報告いたします。私からの報告は以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。ただ今御説明いただきましたように、部会案の冒頭に、事前に皆様にいただいていた御意見を踏まえまして、公的統計の信頼回復に向けた考え方として、統計委員会の考え方を付け加えていきたいと思っております。

それでは、ただ今の河井部会長の御説明とこの公的統計の信頼回復に向けた考え方の部分について、御質問あるいは御意見等ございますか。

一言申し上げますと、最初の前文というのは、どちらかというと部会報告は統計技術に専ら焦点を入れたものですが、当然ですが、このような統計技術のものがきちんと有効に働くためには、管理体制がきちんとしていること。特に政府の管理体制がきちんとしているということが極めて重要になりますので、その点を明確にするということ。それから、管理体制の基礎となることとして、透明性の確保や関係者の協働、そういう点、それが重要であるということも明確にしています。そして、更には政府の責務を明確にして、政府の管理体制というのは基本的には政府の公約でありますから、それをきちんとする、統計委員会としての考え方を明確にするという形になっております。

それでは、取りまとめたいと思います。資料1のとおり、点検検証部会が取りまとめた第一次再発防止策の冒頭に、公的統計の信頼回復に向けた考え方を加えたものについて、「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」として決定したいと考えます。そのように決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、案のとおり決定いたします。建議につきましては、後ほど石田総務大臣が統計委員会に御出席されるということですので、その際お渡しいたします。

それでは、次の議事に移ります。諮問第129号の答申「商業動態統計調査の変更について」の答申案についてです。西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、報告いたします。商業動態統計調査につきましては、諮問が4月に行われて、それ以降4回の部会を経て答申を取りまとめるに至りました。その部会の様子は資料2の参考1から4にありますので、適宜御参照ください。今日は時間の都合もありますので、資料2、答申案について御説明をさせていただき、そこに時間を集中いたします。10分ほどお時間をいただきます。

答申案の説明をする前に大事な部分だけ先取りして3点申し上げます。大事な部分、最初は民間事業者の活用範囲の拡大。それから、郵送オンライン調査の全面導入。今、調査員調査も並行して行われているのですが、郵送オンライン調査に全面的に移行することになっております。それら抱き合わせの案に関しまして、審議の結果、適当と判断したのが1番目の大事なところ です。

2番目は、調査対象範囲の縮小が最初に調査実施者の方からは提案されていたわけですが、これが縮小される部分の推計方法と抱き合わせで提案された格好になっていたのですが、審議の結果、縮小はすべきでない、変更すべきであるという結論を経ております。

最後に、諮問案件自体ではなかったのですが、こちらの商業動態統計調査については、今まで水準修正という形で、商業センサス、商業統計が実施されるたびに水準修正というものを行っておりました。今後は言葉使いも微妙ですが、今までとやり方が違うということから、水準修正ではなくて水準の調整という、修正と調整が違うのだという言葉使いになっているのですが、新旧接続ワーキンググループの整理に合わせて、ベンチマークを平成28年経済センサス - 活動調査に入替えるとともに、今までの水準修正のやり方に代えて、リンク係数によって接続する、そちらを水準の調整と呼んでいるのですが、今までとは違うやり方で新旧の接続を行うという結論を得ております。

これら3つが大事な点で、それをあらかじめ答申の案を説明する前に申し上げておきたいと思っております。

それでは、答申案について細かく説明していきますけれども、まずは全体の構成について説明いたします。資料2を見ていただきますと、「1 本調査計画の変更」と記載されています。ここで先ほど申しました3つの点のうちの最初の2つ、すなわち民間事業者の活用範囲の拡大、それから調査対象範囲の縮小が議論されて、どのような結論に至ったのかが記載してあります。

めくっていただきまして、5ページになりますけれども、前回答申における今後の課題への対応となっておりますが、これは内容的には1番で議論したものと、そこで議論が尽きていますので、一応形式上前回の答申に対応させるためにこの2番を設けてありますけれども、内容的にはもう既に議論が済んでいるような記述内容となっております。

3番目がその同じページにある継続的な検討が必要と確認された事項ということで、ここで本来の諮問案件ではない部分について議論が行われているわけですが、先ほど申し上げた3つの点のうち3番目の水準の修正について議論があって、それについて記述されております。あと、4番目に今後の課題というのが6ページ目にあります。

あとは時間の許す範囲で細かい説明をしたいと思います。1ページ目に戻っていただきまして、まず「1 本調査計画の変更」の(1)承認の適否のところですが、全体の結論としては、変更を承認して差し支えない。ただし、先ほども触れましたけれども、一部計画に修正が必要であるという書きぶりになっております。

今度は(2)の理由のところ、なぜそのような結論に至ったのかを1つ1つ説明してまいります。まず「ア 調査系統・方法の変更」ということで、先ほど申し上げた3つある大事な点のうちの最初のところです。民間事業者の拡大に関して、これまでもう既に丙調査、丁調査という部分で民間事業者が活用されていて、なおかつその部分で郵送・オンライン調査が既に導入されているのですけれども、それを比較的規模の小さい甲、乙の調査にも拡大するという提案になっておりました。それに関しては、これまでの調査で回収率の低下が特に見られていないということと、経済産業省生産動態統計調査で議論したこととも重なるのですけれども、今、調査員調査で非常に労力がかかっている部分のリソースを他の分野、企画や分析などの中核的部分に振り分けるということから、おおむね適当と結論しております。

ただし、小規模の事業所に民間事業者が、郵送・オンライン調査という形で調査がかかる格好になりますので、回収率等についてモニターして、結果を統計委員会に報告する必要がある、としております。これは今後の課題としても記載されております。それとともに、今まで調査員調査でエリア調査が行われていて、それで新規の事業所が捕捉されるという形態がとられていたわけですが、それがなくなることになります。ですので、調査員によるエリア調査が廃止されることに伴って、新規の事業所をどのように把握しているのか。これは母集団名簿の整備とも密接に関わることでありますが、それをどのように行っていくのかをきちんと検討して欲しいという書きぶりになっております。これも今後の課題に含める格好になっております。

以上が、両括弧の付いていない「ア 調査系統・方法の変更」についての議論です。

1枚めくっていただいて、2ページ目の下の方、「イ 調査対象の範囲の変更」です。具体的には、今まで卸売についても小売についても全ての従業者規模の事業所が商業動態統計調査の対象になっていたわけですが、オリジナルの計画では、卸に関しては9人以下、小売に関しては従業者規模4人以下を調査対象範囲からは外すとのこと。ただし、外した部分に関してはきちんと推計という形で、今までどおり商業全体の動向が分かるような推計をすることによって、今までと同じ統計の内容が提供されるというのがオリジナルの計画になっておりました。

これに関しまして審議をしたわけですが、郵送・オンライン調査が導入されることから、小規模の事業所に関しても、今までよりは割合少ないリソースでアクセスができるようになったのではないかと。ただし半面、小規模の事業所に郵送・オンライン調査

でアクセスされるということから、今までの調査員調査よりは回収率が低下するのではないかという懸念も一方ではあります。そういう様子が今のところ分かっていないので、この調査対象範囲を縮小する場合に、もう何も条件が分からない状態でそれを実行するには、委員の方から非常に強い懸念が示されたということが1つ。もう一つは、除外する部分を含めての推計方法、試算が幾つか示されました。これは調査実施者の経済産業省で多くの試算を示していただいて、議論の材料を多く用意していただいたのですが、今回示された試算では、委員が十分に納得して「これで大丈夫だ」という結論には、残念ながら至りませんでした。ですので、調査対象範囲の縮小に関しては、今回は見送って、今後縮小を検討するとしても、学識経験者等を含めた検証を経た上でもう一度提案してもらいたいという内容になっています。それが調査対象範囲の変更に関してです。

3 ページ目になりますけれども、「ウ 報告者の変更」となっております。分かりにくいかもしれませんが、2つの内容を含んでおります。

1つは母集団名簿、母集団情報の変更ですけれども、今までは商業統計に基づいてこれをやっていたのを事業所母集団データベースに変更していくということです。これに関しては、政府統計全体がそういう流れになっておりますので、差し支えないとしたわけですが、もう一つ、報告者数に関しての議論がウのところには含まれております。先ほど計画の変更が必要であったという結論に影響を受ける部分があるので、そこだけ書きぶりを変えて、変更が必要であるとしているのですが、まずは平成29年7月から令和2年2月分までの報告者数に関しては、今までと同じような形で計算ができるので、差し支えないとしています。ただし、令和2年3月以降の調査に関しては、先ほど小規模事業所の除外を見送るべきという結論を出しておりますので、それに合わせて報告者数については再計算が必要であるとなっております。ですので、この部分に関しては計画変更の見送りに応じて、報告者数を再計算して、その内容を再申請する必要ありと整理して、これを今後の課題に記載しております。

この報告者の見直しに関しては、先ほど少し触れましたけれども、母集団名簿が変更されるということですが、特に小売業に関しては改廃のペースが非常に早いとのことなので、名簿の更新についても併せて検討すべきという議論が行われたため、これを今後の課題に記載しております。以上で「1 本調査計画の変更」についての報告を終わります。

5 ページ目「2 統計委員会諮問第86号の答申（平成28年2月16日付け府統委第35号）における「今後の課題」への対応状況について」ですけれども、先ほども言いましたように、形式上設けているという色合いが強い部分ですので、全て1の議論で、前回の答申における今後の課題にはきちんと対応した格好をとっております。

「3 継続的な検討が必要だと確認された事項」、(1)水準の調整に関してです。これは先ほど申し上げましたけれども、今までと違うやり方になるということです。新旧接続ワーキングでの検討課題を受けて、今後のやり方は変える、すなわちベンチマークをまず平成28年経済センサス - 活動調査に切り替えるとともに、従来水準修正に代えてリンク係数による接続を実行していく形で整理しております。ただし、やり方が非常に大きく変更されることとなりますので、ページ数で言うと6ページになりますけれども、①～④に

あるように、新旧データの提供について検討して欲しいというのが①、②が提供過程の透明化に努めて欲しいという部分。特に経済構造実態調査が開始され、今までは数年おきにベンチマークに当たる商業統計の情報が入ってくる格好だったのですけれども、それに似たものが毎年入ってくる形になる。そういう中であって、水準の調整はどうしたらいいのかきちんと考えて欲しいということが③です。これまでの方法と大分差がある、修正方法、調整方法に差があるので、そのアナウンスに努めてほしいというのが④の内容になっております。

「(2) ビッグデータを使った商業動態統計調査の検討状況について」は何か決めるのではなくて、意見交換をするような形でした。ですので、特に私からは細かくは申し上げませんが、POSデータを公的統計の基幹統計の中の情報としてどうやって使ったらいいいのかに関しては、技術的な面だけではなく、法律的な整理も必要になろうという議論もありましたので、後で御覧いただければと思います。

以上で3までは説明が終わった形になりますので、「4 今後の課題」です。既に「これを今後の課題に記載します」と申し上げましたので、全部を説明することはいたしませんけれども、1つだけ、7ページ「(4) 母集団情報の整備に向けた検討」ですが、個人的にはそこが一番重要かと思っております。どういうことかといいますと、今まで商業動態統計調査の名簿は、商業統計の4桁分類と呼ばれている結構細かい分類で母集団名簿が作成されていたということ。それが今後は利用できなくなりますので、事業所母集団データベースはどうなっているかということ、微妙な表現になって3.5桁分類、4桁まではいかないけれども3桁よりは細かい分類があるということ。そうはいつても、今までと同じように名簿情報が手に入るということではない、ということです。それから、商業固有のことかもしれないかもしれませんが、改廃のペースが非常に早いこともあるので、それをどうするかという問題もあって、そのようなことは経済産業省だけでは片付けられない問題なので、他の府省、特に総務省統計局と一緒にその問題を検討して欲しいという記載になっています。

以上で、私からの説明は終わりますけれども、今回見送った部分はあるのですが、見送らなかった部分だけでも非常に大きな変更になっておりますので、調査実施者におかれましては十分に準備して臨んでいただければと思います。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の答申案の御説明について御質問あるいは御意見はございますか。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 私も部会所属の委員の一人ですので、この答申案については全く異議ありません。ただ、感想としては、先ほど西郷部会長が御説明になりました、大きな3の(2)のビッグデータを活用した試験調査については非常に興味を持って聞かせてもらいました。補足的には、こうした調査は今後とも前向きにされていって、併せてここの3つにある課題、それから私自身の関心から言えば、こうしたデータの保存方法とか継続の可能性とかも考えて進めていかれるといいかと思っております。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。この答申案に対して全く賛成で、特に異論はありません。それから、部会長はじめ部会の皆様、本当にありがとうございました。

その上で1点だけ、今後のこととして、提案を申し上げますが、標本の設計についての情報を今後もう少し、この調査を一種の模範としてウェブサイト公開していただければいいのではないかと思います。どういう意味かというと、標本の層別の抽出率とかあるいは層別の母集団の大きさ、それから標本の大きさ、それが実はかなり多くの調査で表示されていないのです。これまでもいろいろな、特に毎月勤労統計調査などの問題も考えますと、そういう情報が丁寧に出されていないことが1つフォローがしにくくなった原因でもあると思いますので、ここで標本の設計もいろいろ工夫されているのであれば、それを全部出したらいいのではないかと思います。

これがなぜ大事かといいますと、標本の大きさといいますか、中の分布というのは、必ず時とともに変わるわけですから。そうすると、当然のことながら抽出率を固定すれば標本の大きさが変わる。つまり調査対象数も変わってくるので、いちいち申請手続きをやるというのは非常に厄介だと思うのです。そう考えますと、考え方をしっかり表示しておくことをやっていただく方が、今後のことを考えると合理的ではないかと思います。そういう意味でも、申請をし直さなければいけないと記載してありますが、それはそれで手続として必要だとは思いますが、きちんと情報を開示していただくと、そこがより簡略にできるようになると思いますので、是非そうしていただいたらということを提案として申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、今の2点の御意見を含めて取りまとめたいと思います。商業動態統計については、今回、民間事業者の活用範囲を拡大することは、実査を担っている地方公共団体や統計調査の方の負担軽減、それから効率的な調査の実施という点から、私も適当と考えます。ただし、結果精度に影響が生じないように、しっかりと作成プロセスを管理して、そして先ほど川崎委員の御意見もありましたが、きちんとその情報を提供することが非常に重要だと思います。これはいろいろな意味で、将来的にも非常に重要な点ですので、その点についてはお願いしたいと思っています。

また、調査対象の範囲の見直し、裾切りの導入については、本調査の重要性を踏まえましてより慎重な検討が必要なため、今回は見送るという部会の結果については私も極めて適当であると考えております。今後の検討に当たっては、答申案においても指摘されているように、内部での検討も結構ですが、外部からの情報を得るという点で、学識経験者等の知見も活用しながら、しっかりと検討していただきたいと思っています。この点は非常に重要な点で、統計改革の基本としても、内部で閉じた形で何かをするのではなくて、できるだけオープンな形でいろいろな検討をすることが重要ですので、その一環としても重要な点だと考えます。

それから、非常に重要な点は母集団名簿の整備です。商業事業所の開業・廃業状況を見ますと、経済センサス - 活動調査の結果のみではなくて、名簿情報の整理方法について検討していただきたいと思っています。これは全般的に全ての調査に対応するのですが、商業統

計については特にその点が重要で、改廃が多いということを考えても重要ですので、この点について検討していただきたいと思っております。

なお、今回確認が行われましたPOSデータの活用に向けた検討についてですが、これは宮川委員から御意見がありましたけれども、非常に重要な点ですが、現在の利用の仕方の説明についてはかなり議論があると考えております。活用に要する費用の問題、調査票情報としての統計法上の整理、それからもっと重要な点では、家電大型量販店の調査としてしか利用できず、ほかの品目への広がりが期待できないということがありますので、このPOSデータを利用する場合には、ほかの分野に提供できることが、世界的に見てもPOSデータの利用可能性を考えていく際には重要になってきますので、その点を考えていかなければいけないと思っております。

それから、価格を見ているわけですが、こういうケースの場合は数量も非常に重要な情報となりますので、その両者を含めて、これが費用の問題と関係するとも思いますが、それを含めて検討していただきたい。この検討は実は非常に差し迫っておりますので、スピード感を持って検討していただきたいと思っております。重要なのは、今あるデータをいかに利用するかにとどまらず、段々と色々な制約が出てきて、どんどん小さくなっていくという状況だと思いますが、そうではなくて、これからどういう形でこのPOSデータ、簡単に言えばビデオスキャンデータですけれども、このビデオスキャンデータを作っていくのか。それもできれば更新頻度を非常に高めて、早い段階でデータを公表できる仕組みに持っていくことが重要だと思いますので、その点も注力して考えていきたいと思っております。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「商業動態統計調査の変更について」の本委員会の答申は資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 異議なしということで、それでは答申案のとおりといたします。

サービス統計・企業統計部会に所属される委員の方々におかれましては、部会での御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第131号「国勢調査の変更について」の諮問についてです。まず、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○山崎総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 総務省政策統括官室です。今般、資料3-2のとおり、国勢調査の変更について申請がありましたので、その承認の適否を検討するに当たり、本委員会の御意見を求めさせていただきます。

では、資料3-1に基づいて諮問の概要を説明いたします。資料の1ページ、国勢調査の概要を御覧ください。この調査は我が国の人や世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として、1920年に開始され、今回が21回目、ちょうど100年目となります。調査は西暦末尾「0」の年の大規模調査、世界人口センサスの一環として実施される調査と、西暦末尾「5」の年の一部簡素化した簡易調査により実施されており、来年の令和2年調査は大規模調査に当たります。なお、近年は大規模調査と簡易調査の調査事項の差異は約3つと、ほぼ同程度の調査事項となっております。調査は調査員調査を主体としておりますが、平成27年調査からは市長村長の判断により採否が決定できる

こととなった郵送調査、また、平成27年調査から全国で展開されたオンライン調査により実施されており、その調査結果は速報集計から抽出詳細集計まで15の表の公表が行われております。

○西村委員長 説明の途中ですが、間もなく大臣が入られますので、一旦議事を中断したいと思います。

(石田総務大臣入室)

○西村委員長 ただ今、石田大臣がお見えになりました。冒頭採択いたしました建議につきましては、石田総務大臣がお見えになりましたので、お渡ししたいと思います。

(西村統計委員会委員長より石田総務大臣に建議書の手交)

○西村委員長 それでは、石田総務大臣から所感などがあればお願いできますか。

○石田総務大臣 皆さん、おはようございます。西村委員長はじめ委員の皆様方には、本年1月以来、本当に長い時間をかけていただいて、こうしておまとめをいただきまして本当にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

この公的統計につきましては、先ごろ、昨日閉会いたしました国会においても、大変な問題となったわけでございまして、改めて公的統計の重要さということ、我々もはじめ国民の皆さんにも御理解いただけたのではないかと考えておまして、その品質を維持・向上することがいかに重要であるかということでございます。これを機会に我々、改めてこの公的統計の重要さ、そしてそれに当たる皆様方の気持ちをもう一度見つめ直していただいて、しっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

今回いただきましたこの建議を踏まえまして、今日は各省も参っておりますので、各省の皆様方とともに公的統計の品質向上のためにしっかり取り組ませていただきたいと考えております。改めて委員方の御尽力に心から厚く御礼申し上げますと同時に、これからもフォローアップを通じて引き続きお力添えを賜りますようによろしくお願い申し上げます。お礼の御挨拶にさせていただきますと思います。本当に長時間にわたりましてありがとうございました。

○西村委員長 ありがとうございます。

石田総務大臣におかれましては、他の公務がございまして、ここで御退席なさいます。石田総務大臣、本日はありがとうございました。

(石田総務大臣退室)

○西村委員長 それでは、議事を再開します。

○山崎総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、資料3-1の2ページ目、調査結果の主な利活用状況から御説明いたします。

国勢調査の結果は衆議院・参議院選挙区の改定や地方交付金の交付額算定の基礎資料、指定都市、中核市となるための要件、あるいは各種法令において利用されていることに加えて、標本調査を実施する際の調査区フレーム、あるいはこれらの調査結果を推計する際のベンチマークを提供するなど、国民経済計算をはじめとした他の統計調査統計において幅広く利用されております。

3ページ目からは、今回の変更の内容となります。1つ目は住宅の床面積を把握する調

査事項の削除です。前回の簡易調査である平成27年調査においては、本来大規模調査の調査事項である「現在の住居における居住期間」、及び「5年前の住居の所在地」を東日本大震災対応のため追加したことに伴い、本調査事項を報告者の負担軽減等の観点から削除し、住宅・土地統計調査の結果により代替いたしました。その結果を踏まえて、今回の大規模調査以降においても、本調査事項を削除する計画になっております。

変更の2つ目は、次の4ページ目になりますが、教育の状況を把握する調査事項の選択肢の追加等を行う計画です。具体的には、夜間中学校設置の推進等、行政ニーズの変化に対応し、これまで「小学・中学」とあった選択肢を「小学」と「中学」に、また、「大学」「大学・大学院」となっている選択肢を「大学」と「大学院」に分割することなどを計画しております。

変更の3つ目は調査方法の変更で、次の5ページ及び6ページになります。調査員調査を主体にオンライン・郵送調査を実施するという調査方法の枠組みは前回同様となっておりますが、6ページに図示しておりますとおり、前回調査ではオンラインによる回答を促進するため、回答用IDを先行配布し、オンライン回答がなかった世帯を対象に紙の調査票を配布するオンライン調査先行方式を採用しておりましたのに対し、今回は最初からIDと調査票を同時配布した上で、先にオンライン回答の期間を確保する方式に変更する計画になっております。

4つ目の変更は、7ページになります。こちらは集計事項等の変更です。抽出速報集計を廃止し、それ以外については集計体系の見直しを行う計画になっております。

変更の概要は以上です。

次の8ページは、前回の平成26年10月の答申における今後の課題への対応状況です。今回の変更計画につきましては、この指摘も踏まえ、前回調査の実施状況を検証・検討した結果の報告となっております。

続きまして9ページは、第Ⅲ期基本の課題への対応状況です。先ほど8ページで説明した前回答申における今後の課題を更に具体化し、オンライン調査の促進や地方公共団体における事務負担軽減を求める内容となっております、それぞれ対応を図っているとの報告となっております。

最後に10ページ目ですが、現時点において想定される確認のポイント・論点をまとめております。1ポツ目は、先ほど申し上げました3～4ページ目の調査事項の変更について、行政ニーズの変化等を勘案した適切な内容となっているか、あるいは結果利用上の支障等は生じないかという観点です。また、2ポツ目、3ポツ目につきましては、今回のオンライン回答用IDと調査票の同時配布によっても、前回、先ほどありましたように約37%程度のオンライン回答率の維持・向上を図ることが可能か、そのためにどのような方策が検討されているのかなどについて、3回の試験調査における検証結果も踏まえながら御審議いただきたいと考えております。また、オンライン調査の普及・啓発・促進という観点からも、前回調査におけるスマートフォン対応など、本調査の取組が他の統計調査にも大きな影響を及ぼすことから、そのような観点も含め御審議いただければとも考えております。4ポツ目は、今回、大幅な集計体系の見直しを計画しておりますので、本調査の結果が幅

広く利用されている観点から見て、更に充実や早期化を図る余地がないかという観点から御審議いただければと考えております。

事務局からの説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

また、今年2月の本委員会におきまして、基幹統計調査の実施又は変更に係る諮問審議の際、必要に応じて匿名データの作成計画について確認を行うものとされたことを踏まえ、本日は参考資料として国勢調査の匿名データの作成計画に係る資料が提示されておりますので、総務省統計局から御紹介をお願いします。

○山田総務省統計局国勢統計課長 総務省統計局です。お手元資料の束の中で下から2番目辺りに、参考1という資料があるかと思えます。そちらを御覧いただければと思います。

国勢調査では従来から匿名データの作成・提供をしているところです。今回、令和2年国勢調査を実施させていただこうと計画しておりまして、その結果が公表されましたら、令和2年国勢調査につきましても匿名データの作成・提供を行ってまいりたいと考えているところです。作成方法といたしましては、従来から行っております匿名処理化の方法、こちらはリサンプリング、スワッピング等々を記載しておりますが、こちらの方法に準拠して作成してまいりたいと思っているところです。提供予定時期といたしましては、令和5年10月からを予定しています。

簡単でございますが、私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしていますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見等はございますか。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 一般論になるかもしれませんが。この後の賃金構造基本調査統計でも述べられると思いますが、最近、いろいろな形で統計の諮問をさせていただくと、オンライン調査の拡大ということが述べられています。オンライン調査の拡大は非常に結構だと思っているのですが、オンライン調査をした際の例えばデータの保存というやり方、どうもお聞きしていると、紙媒体での保存のやり方が大体基本になっていて、電子データの保存の仕方がオンライン調査の拡大に伴って変更されていないといえますか、変えられていないような印象を受けています。そういう意味では、オンライン調査の拡大をしていけば、当然電子データも増えるわけですから、それに伴って各調査を所管する省庁におかれて、保管の方法とか保管の仕方を同時に併せて変えていくべきではないかと思っておりますので、その点も御検討いただければと考えております。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。今の点は非常に重要なので、もし分かる範囲であれば、今の段階でどういう状況になっているのか、御説明いただけると助かると思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 通常ですと紙媒体で提出された調査票情報も、審査・集計の段階では一度入力等の作業を経て、電子媒体にして審査・集計をやるというのが基本になっていますが、中には紙媒体で集計されたままというような、それとかエクセルの簡単な集計表で集計したままというものもあります。御指摘のオンライ

ン調査の拡充に伴いますデータ管理の在り方というのは、私ども今後審査、それから諮問審議をお願いする際に1つの論点として確認していければと考えている次第です。

○西村委員長 ありがとうございます。白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 今の点ですけれども、確かにオンラインでの調査が可能になると、考えられる問題点ということですが、かなり調査票情報の間といいますか、基本的、根本的な統計データの構築と横の連携の関係になってきますので、そういう意味では、本当に国勢調査だけの課題というわけではなくて、今の点については統計調査の全体的な議論の場で御検討いただきたいというのが1点。あとポイントは今もありましたように、オンライン調査と紙での調査を併用することで、紙での調査がゼロになる状況をどの程度速やかに想定して計画するのは、今後の大きな課題になってくると思いますので、その点について研究しておきたいと思います。

○西村委員長 分かりました。西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 発言の機会を与えていただきありがとうございます。先ほど言及があったのですけれども、5年前の住居を聞くということは今まで大規模調査年しか行われていなかったのが、前回だけ特例的に2015年調査でも行われたわけです。特例ではあったのですけれども、それによって、15年間の人口の移動が国勢調査できちんと捉えられるようになったということの評価を是非今回の部会でやっていただけないでしょうか。そうすると、次回の調査時のお話になるわけですけれども、2020年ではなくて2025年のときに、5年前の住居を聞くか聞かないかということは、私は聞いた方がいいと思っている派ですが、それはなぜかという、基幹統計調査である一番重要な国勢調査で人口の移動を自己完結的に調べられる体制が整うことになるのではと考えます。これから先、人口が減っていく中であって、これはとても重要なことだと私は思っています。ただ、その一方で住民基本台帳に基づく人口の移動は前々から総務省で行われているので、国勢調査と違いがあるのか、ないとすれば特に国勢調査では調べる必要がないということになるかもしれませんけれども、今回、そういう評価を是非やっておいていただいて、2025年調査のときにどうするかの準備も併せてしていただきたいと思っています。意見というか、希望です。

○西村委員長 分かりました。

それでは、まとめたいと思います。来年の国勢調査は1920年、大正9年の調査開始から100年目を迎える節目の調査となります。この100年の間、一貫して変わらないのは国、都道府県、市区町村、そして統計調査員が協働してこの国勢調査を支えているということです。一方で、年々統計調査を取り巻く状況は厳しさを増していくことから、幅広い結果利用に必要な精度を確保しつつ、この実査に係る地方公共団体や統計調査員の負担をいかに軽減するかが国勢調査を今後も強力に継続実施していく上で、非常に重要となると思っています。

今回の変更計画では、オンライン調査の実施方法などについて、前回調査の経験を踏まえ、結果精度を確保しつつ、実査負担の軽減を図るための見直しを計画しているということだと思いますが、部会審議においてはその取組が十分なものとなっているか、更なる改善の余地はないかを丁寧に審議していただきたいと思っております。

それから、先ほどの点ですが、白波瀬委員、それから宮川委員からもあった点は、国勢調査だけではなく、統計調査全体に関して、せっかく得られたオンライン調査のデータをどう保存し、かつ相互に利用可能な形にしていくのかについては、全体としての議論ということもあり、統計委員会室で引き取って検討していきたいと思っております。

それから、西郷委員からの意見について、私の個人的意見は全く西郷委員と同じですが、問題は色々な意味で、国勢調査の負担軽減とどう関わるかになります。ただし、ほかの調査結果で代替できるものがあるとしても、それが代替できるのかも検討が必要になりますので、そういう意味で、今回のケースの場合は少し真剣に検討していただきたいと思っております。今は単純に移動の話ですが、移動の話以外についても国勢調査は非常に重要かつ最も基本的な調査ですので、これに何を入れ込んで、何を他の調査結果で代替していくかが極めて重要になりますので、そういう点を含め前広に検討していきたい。それは部会審議でも当然、今与えられた審議内容について審議すると同時に、統計改革の司令塔の役割を持つ統計委員会として、ビジョンを見ていくことも重要になってきますので、それらを含めて統計委員会で今後考えていきたいと思っております。これはすぐに何か検討するところまでは行きませんが、少なくとも私の意思としてはそう考えております。

今度は、ユーザーに対する立場ですが、基本的には国勢調査の最終的なユーザーは国民です。それと同時に、最初の情報提供者もまた国民です。したがって、国勢調査については、多くの国民にとって直接統計調査の報告者となる貴重な機会でもあります。その意味では、前回の平成27年調査において全国展開されたオンライン調査や公的統計に対する国民の理解増進を図る上で、重要な役割を担っていると思います。最終的な国勢調査のユーザーとして、恩恵を得るのは国民であることを含めて、広報が非常に重要になると考えています。広報の更なる効果的な取組の余地がないかについても、併せて御審議いただければと思っております。それでは、白波瀬部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

次いで、次の議事に移ります。諮問132号「賃金構造基本統計調査の変更について」の諮問についてです。まず、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

**○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** それでは、引き続きまして説明いたします。総務省政策統括官室です。

今般、資料4-2のとおり、賃金構造基本統計調査につきまして調査計画を変更したいとの申請がありましたので、統計法の規定に基づき、本委員会の意見を伺わせていただくものです。

それでは、資料4-1に基づきまして、今回の諮問の概要を御説明いたします。表紙をおめくりいただきましてスライド1、まず、本調査の概要から説明いたします。御承知かもしれませんが、この調査は調査対象範囲、報告者数欄のとおり、農林漁業を除きまして、全国の常用労働者5人以上の民営事業所及び同じく10人以上の公営事業所から、都道府県別、産業別、労働者規模別に無作為抽出いたしました約8万事業所とその事業所で働いておられる労働者のうち、労働者規模別、産業別に定められました抽出率に基づいて、無作為抽出されました約170万人の労働者の方を対象に毎年7月に調査を実施しているものでございます。具体的には、抽出された事業所におきましては、右隣の調査票及び調査事項

欄にございますように、事業所票に労働者数や初任給額、その採用人員等、また個人票に抽出した労働者個々の学歴、経験年数、給与額等を記入いたしまして、基本的には都道府県労働局に郵送提出することにより実施されています。

次のスライド2では、この調査結果の主な利活用をまとめております。直接ではありませんが、最低賃金の改定の検討、また、労災保険の最低・最高限度額の算定基礎資料として幅広く利用されているほか、企業等における賃金決定の資料としても活用されているところ です。

次のスライド3では、今回の変更の背景事情と見直しのポイントを説明いたします。御承知のとおり、本調査につきましては、昨年3月に閣議決定されました第Ⅲ期基本計画に掲げられました調査方法の見直し等に向けた検討を進めていた中、本年1月にこれまで承認を受けていた計画の調査方法や調査対象範囲等と、実際の調査実態との間にそごがあることが判明いたしました。このため、本年7月に実施する調査におきまして、喫緊に対応が必要な事項につきましては、本年3月に本委員会に諮問し、4月26日に答申を得たという経緯があります。この4月答申では来年の令和2年以降における抜本的な調査計画の見直しに向けた過渡的な変更という位置付けの上で、郵送調査を基本とする電子媒体による調査票の提出も可能とした一括調査の導入や、外国人労働者の在留資格の把握といった調査計画の変更、また、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の除外見送りなどについて御意見をいただいたところ です。

今回の諮問では、このような背景事情の下、オンライン調査の全面導入による報告者の利便性の確保、一括調査等における民間事業者の活用による実査事務の効率化、負担軽減、また、調査事項の見直しやオンライン調査の導入等を踏まえまして、事業所票と個人票の統合による報告者負担の軽減、調査の効率的な実施、更には労働者数の推計方法の変更を含めた集計事項の見直し・再編など、調査計画の全般にわたる変更を計画しています。

次のスライド4以下では、もう少し詳しく変更計画の概要を説明いたします。スライド4の図にありますように、オンライン調査につきましては全ての報告者が対象となります。また、この審査業務等につきましては、民間事業者を活用する計画です。本年の調査から導入いたしました傘下事業所の調査票を企業等が一括して記入・提出するという一括調査につきましても、調査票の配布・回収業務に加えまして、審査・照会業務にも民間事業者を活用いたしまして、実査事務の効率化を図る計画となっています。また、一括調査対象の企業等に限定されておりました電子媒体による調査票の提出も全ての報告者に拡大し、その審査・照会業務も民間事業者を活用する計画です。更に、報告者が希望する場合は、労働者個人に係る調査事項に関しまして、事業所内の全労働者分の回答も可能とするという計画になっております。

続きまして、調査事項の主な変更内容をスライド5以下で説明いたします。まず、事業所票におきましては、左側にありますように、最終学歴別、男女別の初任給額また採用人員等を把握しておりますが、これにつきましては個人票において年齢や勤続年数1年未満と区分されたデータを活用すれば、ある程度は代替可能なことや調査結果の利活用ニーズなども精査しまして、今回、来年以降の調査から削除する計画です。

次にスライド6、上段のとおり、本調査の試験調査による検証結果も踏まえまして、最終学歴を把握する調査事項の選択肢につきまして、先ほどの国勢調査と同様に、「大学・大学院」をそれぞれ区別する。また、「高専・短大」を「高専・短大」と「専門学校」にそれぞれ細分化する計画です。また、スライド6下段のとおり、現在、事業所規模にかかわらず全ての事業所を対象として把握しております職種番号の調査事項を、現職種を網羅した日本標準職業分類とも整合性のある職種区分に見直すとともに、役職者を含む全ての労働者の職種区分を把握する計画になっております。これに伴いまして、従来、鉱業、砂利採取業、建設業等の一部産業の従業者規模10人以上の事業所を対象に、当該労働者が生産、又は管理、事務、技術のいずれの業務に従事しているかを把握していました、労働者の種類に関する調査事項は削除する計画となっております。更に、役職番号を把握する範囲につきまして、職種区分との整合性も確保するため、従来の企業規模100人以上の事業所から、事業所規模10人以上の事業所に変更する計画となっております。

次にスライド7のとおり、製造業のうち従業員規模99人以下の事業所と、それから卸売業・小売業等の一部産業の従業員規模29人以下の事業所を調査対象範囲として従来把握しております、「きまって支給する現金給与額」の内訳項目であります通勤手当、精皆勤手当、及び家族手当につきまして、利活用ニーズの変化等も踏まえまして、今般削除するという計画となっております。

以上のような調査事項の見直し、また、オンライン調査の全面導入も踏まえまして、次のスライド8のとおり、これまで事業所票と個人票に分かれておりました調査票を1種類の調査票に統合いたしまして、調査を実施するという計画になっております。

次のスライド9では、先ほど御説明した調査事項の変更や4月答申の直前に判明しました未集計、未公表事項の精査結果等も踏まえまして、集計事項の見直し計画を整理しております。詳細につきましては説明を省略いたします。

スライド10及び11では、4月答申における指摘事項の進捗状況を整理しております。スライド10に整理した事項につきましては、毎月勤労統計調査など他の統計調査との関係整理、それから、これまで例のなかった事業所を対象とした統計調査における調査票情報の匿名データ化など、難易度の高い課題が並んでおります。また、4月答申から間がないこともあり、いずれも継続的に取組中ということになっております。

一方、スライド11に整理しました調査方法等の見直しにつきましては、先ほど来御説明しておりますように、多くの課題は今回の変更で対応しておりますが、外国人労働者に係る調査事項、集計事項の充実に関しましては、本年の調査結果も踏まえて検討を進めるということから、継続的に取組中と整理されております。

最後のスライド12は、現時点において想定される主な論点を御参考までに整理したものです。まず、一番上の枠囲みでは、今回のオンライン調査の導入や民間事業者の活用などについて、更なる改善や充実を図る余地がないかなどについて御審議いただければと考えております。また、2番目の枠囲みの調査事項の変更、そして3番目の集計事項の変更につきましては、行政ニーズの変化への適切な対応という観点に加えまして、利活用にも配慮しつつ、更なる報告者負担の軽減や推計精度の改善を図る余地がないかなどについて、

全般的に御審議いただければと考えております。最後に一番下の枠囲みは、先ほど説明いたしました4月答申の課題への対応状況につきましても、部会審議において確認・検討の上、新たな課題が必要であればその旨追加していただければと、再整理していただければと考えております。

私からの説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしておりますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見等はございますか。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 どうも御説明ありがとうございます。私は労働に関してはあまり専門ではないのですが、御説明された資料の6ページ、職種番号の変更のところは、私自身が最近の傾向としてAIなどの新しい技術と、職種との関係が研究者の中でも話題になっているので、非常に興味を持って聞かせていただきました。そこで、教えていただきたいのですが、1つ目は日本標準産業分類の職種番号ですが、これは大分類から中分類まで色々あると思うのですが、どういう分類で記載していただくことを期待しているのかがまず1点です。それから2点目は、恐らく賃金構造基本統計調査は、前回の統計結果からずっと利用する人が出てくると思うので、現行計画の労働者の種類と新しい職種番号との継続性というか、対応表はきちんと作成されるのかどうかを伺わせていただけるとありがたいと思います。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 お答えいたします。職種分類、職種番号ですけれども、基本的には日本標準職業分類の中分類ベースを基本としていきたいと考えています。一方で、労働者数の多い少ないとか出てくる場所がありますので、こういうところについてはニーズとかを見ながら細分化する、あるいは統合する部分はありますけれども、そのような形で設定しています。それと、労働者の種類との関係ですけれども、今までの生産労働者がどのような職種と対応するかについては、しっかりと対応表とかは準備して、情報提供を進めていきたいと考えております。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 御説明ありがとうございます。違う観点からの質問や検討のお願いということで、やや厄介かもしれないと分かりつつお願いするのですが、実は調査対象範囲が今は5人以上になっていると1ページ目に記載してあります。これは先ほどの商業動態統計調査でも裾切りをどうするかという議論がありましたが、実は郵送調査の場合ですと、調査対象に接触して調査票を回収することはかなり低いというのが一般的にあることを考えると、郵送調査でこうやっていかれることを考えれば、もしかしたらこのところをここまでしなくてもいいのではないかという気は私は持ち始めておりますので、可能であれば、この辺本当にこうしなければいけないのかをもう少し検討していただけないかと思っております。これはいきなり変えるのは難しいのかもしれないですが、どういう理屈でこうしなければいけないのかという理屈を整理するのが何より大事だと思います。

実はこれを思い始めておりますのはもう一つ理由がありまして、それはこの委員会本体

というよりも、先般の点検検証部会の中で最低賃金に関する実態調査と一般統計がありました。それを議論したときに、小規模なところを重点的に調査している全く賃金構造基本統計調査とよく似た調査票を使って設計されている調査です。そうすると、必ずしもこの統計を最低賃金の審議にそのまま使えることではないと思いますけれども、もしかしたらその関係している部分、あるいは重複している部分をうまくこちらですくい取ることができないかということがあろうかと思えます。ですから、せっかく基幹統計として立派なことをやっているのであれば、そういう関連する一般統計をどう考えるのか、きちんと考えを整理していただく方がいいのではと思います。

部会審議に幅広いことをお願いするのは、御負担が大きいので大変恐縮ですが、そのようなことも視野に入れていただいて、ここの裾切りの部分をどう考えるのかを整理していただけたらありがたいと思います。

○西村委員長 いかがでしょうか。どうぞ。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 ただ今の御指摘で出てきました、一般の統計調査との役割分担はこの調査の規模基準、裾切り基準以下の部分を中心に一般統計調査の方で調査をすると。そして、この調査の下位層の部分のデータも活用して、これまで最低賃金の検討等が行われてきたということがあります。そういう意味では、最低賃金の審議に当たっては、この調査だけではないのですが、他の経済系の統計調査の結果、そして一般統計調査の結果、この賃金構造基本統計調査の結果を総合的に勘案して、検討が進められていたという状況にあります。

そのような行政ニーズの変化に対応しまして、先ほど一部諸手当の部分、スライド7のところ通勤手当等の手当削減というお話をいたしました。ここの削除はそのような全体的な検討の中で行政ニーズが乏しくなったということで、本調査からは削除していくことで、総合的な対応が図られているということですが、その辺りにつきましても部会長と相談して、現状の確認がありますが、一方で先ほどございましたように、点検検証部会での確認も行われていますので、その辺りは整合性をとりながら、効率的に進めてまいりたいと考えています。

○西村委員長 ありがとうございます。白波瀬部会長、どうぞ。

○白波瀬委員 重要な御指摘ありがとうございます。まだ現段階でどうということはないのですけれども、それぞれの統計調査がそれぞれの歴史と特長を持っていて、その特長自体を最大限に活用できるのは、あるいはその特徴が現在の時代において最も発揮できるような調査であるべきという観点が、まずこの審議の中の第一優先になってくるかと思えます。それを踏まえて、もちろん一般統計との横並びの検討は同時進行でやるべきだと思いますけれども、特に今御指摘がありましたように、最低賃金につきましても零細、小規模の状況がかなり重要になってくることも承知していますが、どこまで完全に受けられるものかはこの場では申し上げられないのですけれども、そういった観点は適宜考慮に入れながら、しかしながら、この現時点での賃金構造基本統計調査を最大限に質的にも良くし、過去との整合性も考えながら改善するという観点から、まず議論を進めたいと思います。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

それでは、賃金構造基本統計調査については、外国人労働者の在留資格の把握や喫緊の対応が必要な事項について過渡的な変更を行うことを内容とする調査計画案について、必要な計画の修正や抜本の見直しに向けた課題などを整理して、4月26日に答申を行いました。その後で、今回の諮問ということでもあります。まずそれを頭に入れておく必要があると思います。今回の諮問はその指摘を踏まえて、来年以降の調査における抜本的な見直しに向けた対応を取りまとめたものと理解しております。正にこの賃金構造基本統計調査の改善の本丸とも位置付けられているものであります。そういう意味で、他の論点も出てくると理解しております。

一方、先ほどの説明では4月答申における指摘事項の一部は継続的に取組中ということですし、今回の変更計画も実施の段階で更なる見通しや充実を図っていく必要があるかと思えます。先ほどの議論はそのようなものの1つのあらわれであります。その意味で、今回の諮問は終着点ではなくて、折り返し点とも位置付けられるものだと思っています。これを踏まえて、今後しっかりと審議を進めていきたいと考えております。厚生労働省においては、今回の諮問審議を踏まえて、より適切な調査の計画、調査の実施となるよう、引き続きこの調査の見直し改善に向けた検討・取組をしっかりと進めてもらいたいと思えます。

また、今回の変更計画については、盛りだくさんの内容となっておりますが、部会審議においては本調査における様々な課題、更に今回、幾つかの新しい問題が提起されました。それを含めて十分な対応がなされているかを統計技術的な観点から、改善はないかについて丁寧な審議をお願いしたいと思います。一応、統計技術的な観点ということですが、統計技術とそれを超えた見方も、実は完全に分離できるわけではないので、あまり統計技術的なことに自己規制せず、より前広な形で審議していただきたいと思えます。白波瀬部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。諮問第133号「自動車輸送統計調査の変更について」の諮問についてです。まず、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、資料5-2のとおり国土交通省から自動車輸送統計調査の変更についての申請がなされましたので、諮問いたします。資料5-1によって、その諮問の概要を説明いたします。

それでは、まず1ページ目ですが、現在の調査計画の概要を説明いたします。調査の目的ですが、自動車輸送統計調査は、自動車による貨物及び人の輸送の実態を明らかにすることを目的として、昭和35年から毎月調査が実施されております。調査の対象ですが、トラック、バスについて事業所とその事業所の保有する車両を対象に、タクシーについては保有する車両を対象に調査しております。貨物営業用自動車のトラックにつきましては、まず自動車運送事業所台帳データから地域別、保有車両規模別に約2,000事業所を毎月無作為抽出いたしまして、その事業所の保有車両について車種別に2両、車種は4種類ありますので、最大で8両について調査を行っております。

旅客営業用自動車のバスにつきましては、車検データから毎月無作為抽出により、約250

両を抽出し調査を行っております。なお、事業所はバスの用途別に調査票が異なりますが、全数調査を行っております。更に、貨物自家用自動車のトラック、旅客営業用自動車のタクシーについては、それぞれ車検データから、毎月、車両を無作為抽出して調査しております。なお、本調査で自動車とは道路運送車両法の軽自動車、登録自動車をいいますが、一般の輸送の用に供しないブルドーザー、パトカー、消防車、二輪車などの自動車については、調査対象から除外しております。

調査事項ですが、8種類の調査票共に、輸送量、走行距離、輸送回数、輸送区間等となっております。事業所の調査票では1か月間の状況、トラック車両の調査票では7日間の状況、バス・タクシーの車両の調査票は3日間の状況をそれぞれ記入することになっております。調査方法としては、郵送・オンライン調査で毎月実施されております。次に結果の公表ですが、調査月経過後、月報については2か月以内、年報については6か月以内に公表する計画となっております。

2ページ目に行きまして、調査結果の利活用状況です。国土交通省におきましては、物流施策関連の基礎データとして活用しております。例えば物流生産性革命の推進において、物流事業の労働生産性を2020年までに2割程度向上させることを目標としておりますが、その目標の検討の際の基礎データとして活用しております。また、物流の効率化を輸送モード横断的に評価するために、輸送量やロードファクターである積載効率、実車率等の把握に活用されております。そのほか国民経済計算、産業連関表におきまして、生産額を推計する際の基礎データとしての活用や、道路の将来交通需要推計においても基礎データとして活用しておりますし、温室効果ガスの排出量削減改革等の基礎資料としても活用されております。更に、業界団体や民間研究機関などにおいても使われております。

次に3ページ目ですが、ここからは今回の諮問の内容となります。令和2年4月分の調査から変更を計画しております。本調査は第Ⅲ期基本計画におきまして、「平成29年度に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、新たな調査手法による調査を開始。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論」との課題が課されております。今回の変更はこの課題に対応し、調査手法等を見直すとともに、速報公表を創設するなどの計画となっております。調査票の変更については、赤字のところが必要な変更内容になりますが、これにつきましては次ページ以降で説明したいと思います。

それでは、4ページを御覧ください。貨物営業用自動車調査のトラックの調査ですが、現行計画では自動車運送事業者台帳データから事業所を抽出し、抽出された事業所が調査対象車両を抽出する方法で実施していましたが、平成29年に実施した予備的調査結果を基に検討いたしまして、精度向上を図るため抽出方法を、自動車票の対象車両は車検データを基に車両単位に無作為抽出を行う方法に変更する計画です。そして、事業所票で調べていた事項は、自動車票からの推計が可能となるために廃止することを計画しております。また、これまで自動車票の対象車両は事業所が毎月交替するため、必然的に入れ替わっていましたが、これを四半期ごとに入替えをすることとし、四半期の最初の月を前期調査として抽出した約9,800両の車両を全て調査対象として調べます。2か月目、3か月目を後

期調査として、1か月目で抽出車両のうちの半数の約4,900両ずつを2か月に分けて回答してもらいように変更する計画です。

現行計画の調査方法は平成22年10月以降からですが、それ以前は車検ファイルから車両を抽出し、4か月単位で調査していました。1か月目は詳細調査として抽出車両を全数調査し、2か月目から4か月目は、簡易調査として各月それぞれ3分の1の車両について調査を実施しておりましたので、以前と同様ではありませんが、類似した方法により今後実施する計画となっております。また、今回の変更では推計方法を変更し、車検データを用いて自動車票により全体の集計を行うように変更することとしております。

5ページ目を御覧ください。旅客営業用自動車調査のバスについて、現行計画ではバスの用途別に事業所の調査票を分けて事業所全体を調査しておりました。また、車両につきましては車検データから毎月250両を無作為抽出していました。この方法により調査票を回収してみると、用途別の必要標本数を満たさない場合もあったため、結果精度にばらつきが出ていました。このため抽出方法を変更し、利用の傾向が異なる一般乗合、高速乗合、貸切の用途別に標本数が確保できるよう、事業所を用途別に分け、それぞれの事業所がその保有車両から調査対象を選定してもらう方法に変更することとしております。これにより調査対象車両が増えますが、結果、精度がこれまでよりも向上するように変更するものです。

6ページを御覧ください。結果の公表についてです。これまで月報は調査月経過後2か月以内に公表としておりましたが、実際は恒常的に公表が3か月程度遅れております。このため、月報に速報を設けまして、2か月以内の公表を実施する計画です。公表を早期化する措置といたしましては、トラック調査の方では記入負担が重いとの意見もありました事業所の調査票を配布することで、自動車票の提出が早まるとしております。また、バス事業所票では、全事業所を毎月調査しておりますので、未回収事業所分につきましては、推計値を置いて固定して推計することにより、早期化を図ることを計画しております。

7ページを御覧ください。今回の変更内容を踏まえまして想定される論点です。平成29年に実施した予備的調査の結果を確認の上、第Ⅲ期基本計画の課題やニーズに沿った対応となっているか確認が必要と考えております。また、今回、トラック、バスの調査対象の抽出方法の変更等による支障がないかの確認とか、速報の創設による結果公表の改善が図られるか等の確認が必要になると考えております。

以上で概要の説明を終わります。

○西村委員長 ありがとうございます。本件はサービス統計・企業統計部会に付託して、詳細については同部会で審議いただくこととしておりますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見はございますか。河井委員、どうぞ。

○河井委員 どうもありがとうございます。2点ほど質問といたしますか。是非検討していただきたいことがあります。1つは行政記録情報の活用をもっとできないかということです。実際、先ほどの計画を拝見いたしますと、車検データをお使いになっているわけですが、車検データで利用可能なものは、ここで使われているもの以外の情報も結構あるのではないかと思いますので、そのようなものを活用して調査に生かすとか、あるいは

プレプリントに利用する等の方法をとると報告者の負担も軽減することも考えられるので、そのような可能性がないのかどうかを検討していただきたいと思います。それが1つ目です。

もう1つ目は、推計方法が随分大きく変わるわけですがけれども、これによって断層ができてしまわないかが一番怖いところで、その点をよく御検討いただければと思います。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。もっともな件ですので、検討していただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは、まとめたいと思います。自動車輸送統計調査の変更については、第Ⅲ期基本計画の課題に対応した計画の変更ですので、課題に沿った対応となっているかを部会で審議をお願いしたいと思います。特に報告者の選定についての変更は結果精度に影響を及ぼす変更になりますので、慎重な審議をお願いしたいと思います。かなり大きな変更になっていますので、データの連続性を含めて慎重な審議をお願いしたいと思います。西郷部会長、よろしくお願いたします。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、部会の審議状況についてです。サービス統計・企業統計部会において審議している港湾調査の審議状況について、西郷部会長から御報告をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、報告いたします。この港湾調査につきましては、4月に諮問がありまして、5月30日と6月21日に2回の部会審議を行いました。今後メール審議を経て、答申案の取りまとめに至るわけですがけれども、まだメール審議が行われておりませんので、部会審議について報告いたします。資料は6-1という一覧表になりますので、それを御覧ください。

恐らく次回の統計委員会で報告することになるであろう答申案、そちらの議論とも重なると思いますので、今回の部会報告は簡単な形とさせていただきます。お時間を10分ほどいただきます。

まず資料6-1の説明に入る前に、細かいことになりましたが大事なことで、この統計はほかの統計と何が著しく異なっているのかということ、報告者を特定するところで物凄く時間と労力が必要だということになります。通常はほかの事業所統計ですと、名簿があって、その名簿に沿って調査を設計する段階で報告者が誰かということが決まっているのがほとんどだと思うのですがけれども、この港湾調査に関しましては、調査の設計段階ではまだ報告者が誰になるかは決まっていなくて、それがいつ決まるのかということ、船舶が港に入ってきて、その都度行政記録情報で誰が港に入ってくる、どの船が港に入ってくるのかが分かるわけです。そこで行政記録情報を基にして港湾管理者に提供される行政記録情報を基にして、報告者の候補が特定され、候補と言っているのは、例えば実際に調査票を船舶に配布してみても、これは荷主に聞かないと分からないということが起きるので、実際に調査票を配布しないと、本当の報告者が誰になるのかが分からないという、ほかの事業所系の調査と違う特徴を持っております。そのことが調査全体に非常に大きな影響を及ぼしているという面があって、この統計は先般から公表時期の遅れが物すごく大きな問題になっ

ているわけですが、その原因の1つも、最初に報告者を誰と特定するかにも物すごく時間と労力がかかってしまうところに問題の一部、少なくとも一端はあります。

そういう特殊な事情があることを念頭に置いて、私の報告を聞いていただきたいのですが、資料6-1に戻らせていただいて、先ほど説明しましたように、今までに2回面会式の部会を開催しています。右側の審議状況を見ていただくと、大体どの項目についても「おおむね適当」と整理しております。その中で特に言及すべきことで、幾つかかいつまんで申し上げますと、最初の項目一番左側に記載してある項目1、(1)の調査方法の変更、今回、電子メールによる記入済みの調査票の回収とともに、政府統計共同利用システムによる回答も実施する形になって、これはこの統計に限らず政府統計、公的統計全体の流れでこのようになっておりますので、それは当然適当と整理されていますけれども、先ほど説明しましたように、報告者の特定に当たっては都道府県、調査員の協力が非常に重要な役割を果たしていることから、都道府県及び統計調査員と政府統計共同利用システムの調査票情報を共有する仕組みを作りたいということを、調査実施上の留意事項として答申の中で指摘することを考えております。

あと、先ほども言いましたように、報告者の特定に物すごく手間がかかっているのですが、調査全体の系統もそれに合わせて物すごく複雑になっていて、誰がどういう責任で何を報告しているのかがほかの調査と著しく違っております。ですので、今般の点検検証部会の検討内容とも併せて、調査系統をきちんと整理するように今後の課題には記載しようかと思っております。

次に指摘したいところは、公表の部分に関することですので、左側の項目で言うと(2)になりますけれども、まず今回時間をかけて審議したこととしては、一次速報というものを創設して、主要5港湾の輸出入のコンテナ個数という、非常にピンポイントなものではあるのですが、それに絞って集計・公表を早期化することを計画しております。輸出入に関しては、コンテナの個数が非常に注目度が高いことから、しかも主要5港湾に関しては非常に有用性が高いことから、ここに特化した集計の公表を一次速報という形で実施するということです。これに関しては計画に修正が一部必要になるのですが、「おおむね適当」と整理しております。

今回の計画では、それに併せて二次速報というものを創設することが計画されていたのですが、それに代替するようなものとして港別の集計値を、集計が済んだ都道府県から随時公表する方がより有用性が高いのではないかとということが部会において審議されました。この港別集計値を基幹統計の一部として位置付けて公表する方が、オリジナルの計画で予定されておりました二次速報よりも有用性が高いことから、港別集計値を公表するような格好にいたしました。

あと、先ほども言いましたように、この統計は調査票の提出期限が遅れていて、それがために公表がどんどん遅れているような実態がずっと続いているのですが、先ほど最初に説明しましたように、報告者を特定化するプロセスを劇的に早めるという妙案は今のところないようです。ですので、基幹統計としての従来公表時期を守るように調査票の提出期限を早めたり等の方法はなかなか実効性がないということで、現時点では調査票

の提出期限を早めることによって公表の時期を守ることができない状況ではあるのですが、基幹統計としての立場といたしますか、公表等をすべてきちんと実施するのが基幹統計であるべきものですので、利活用のニーズ等も把握した上で、調査プロセスを含めて、業務全般の改善の余地を検討して、調査計画を見直す。そして、公表の早期化に向けた不断の取組が必要であるということを今後の課題に記載しようと予定しております。

(3)の集計事項追加は、調査事項を増やさずに集計項目が増えるとのことですので、「おおむね適当」としておりますけれども、今回、港別の集計にも見られますように、ニーズの掘り起こし面がまだまだ不足していると思いますので、そのようなことも含めて検討していただきたいということを今後の課題として記載したいと思っております。

3の(1)「基幹統計としての要件の適合性」に関しましては、その公表の遅れはありますが、統計そのものの重要性に関しては基幹統計としての要件は満たしているということが、部会において「適当」と審議されております。

最後になりますけれども、3の(2)「調査票情報の保存管理・二次的利用等の状況」です。これに関しましては、この部会というよりは、本来的には点検検証部会の守備範囲だと思うのですが、港湾調査に関しては部会審議に係るということで、点検検証部会の議案をこちらの部会の方に移して審議中となりました。ここに関しては、委員の方から非常に強い御意見をいただいております。どういうことかといいますと、現状で港湾調査に関しましては、都道府県から報告された集計表、調査票ではなく、それを若干集計した集計表が電子媒体の形で永年保存されているのですが、その集計表を作る基になっていた調査票情報は電子媒体も含めて保存していないという状況にあります。本省に保存されていないだけでなく、都道府県における保存状況もまちまちで、正確には把握できていない状況だということ。このため、国土交通省において調査票情報を一括して管理して保存する体制の整備が必要であると整理して、その体制の整備に向けて、早急に実態を確認した上で検討に着手する必要があると今後の課題として指摘したいと考えております。

委員からは、この点は点検検証部会の審議状況も踏まえて非常に強い御意見が出ました。例えば調査票情報の都道府県における保存期間が2年であって、国土交通省が保存していないのは何か問題が生じたときに十分対応できない可能性があり、調査票情報の保存に関する考え方を根本的に見直してほしいという御意見もいただいております。

以上が部会の審議の状況に関する報告ですが、今後、メール審議の形で答申案を取りまとめますが、答申案の構成は通常の答申案と大体同じように、1で承認の適否の結論に至った理由等を述べた上で、2として第Ⅲ期基本計画等の指摘への対応状況、3として基幹統計の指定要件への充足状況等を議論、答申として取りまとめ、最後に4番として今後の課題とまとめたいと思います。この基本的な答申案の構成に関しては、第2回の部会のときに委員の方から「おおむね適当」と御理解をいただいております。今後は書面の審議を活用して答申案を取りまとめ、その結果については来月の統計委員会で私から報告します。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。港湾調査については2回の部会の審議を終えて、

後は答申案を整理する状況ですが、ただ今の報告について何か御質問等がございますか。

それでは、取りまとめたいと思います。港湾調査については、結果公表の大幅な遅延が課題となっておりますが、今回の部会審議の中で根本的な問題があることが分かってきております。それを含めて調査の実施状況や利活用ニーズを確認した上で、一定の改善の方向が整理されたと理解しております。その点は評価できると考えております。また、国土交通省での調査票情報の一括した保存は、調査プロセスの透明性や再現性、更には二次利用の観点から重要な問題であると考えておりますので、速やかな対応をお願いいたします。今後は答申案を取りまとめるとのことですが、引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、次に国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、宮川部会長から御報告をお願いいたします。

○宮川委員 それでは、6月14日に行われました第16回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。資料6-2と席上配布資料を適時御覧ください。

資料6-2、めくっていただいて1枚目が6月14日の議事次第になっております。第16回国民経済計算体系的整備部会におきましては、(1)国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討、(2)生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況について、(3)QEの推計精度の確保・向上に関する課題への対応、(4)その他として「資料4 法人企業統計調査の欠測値保管等について」と「資料5 国際収支統計について」の5つについて審議いたしました。以下、概要を御説明いたします。

「(1)国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討」では、経済産業省、内閣府から、第一次年次推計から第二次年次推計への改定に係る家計消費及び総固定資本形成への影響が特に大きい5つの詳細品目について、前回部会後の検討状況を御報告いただきました。

まず経済産業省から、第一次、第二次年次推計それぞれの基礎統計である生産動態統計と工業統計の差異について御報告いただきました。経済産業省の資料ですが、資料6-2の2ページ目、2/36と記載してあるもの以降に収録しております。5つの品目のうち、「半導体製造装置(うちウェーハプロセス用処理装置)」、「建設・鉱山機械(うち建設用クレーン)」については、実査上の対応でかい離を縮小できる可能性が指摘されました。

次に内閣府から、「電気照明器具(うち白熱電灯器具)」と「民生用エアコンディショナ」について、検討の結果と今後の対応方針を御報告いただきました。これらの品目は生産動態統計と工業統計の間で定義が大きく異なるため、生産動態統計を用いている第一次年次推計の推計手法を工夫するという方針が示されました。全体的な内容については了とされた一方、委員からは、生産動態統計と工業統計はそれぞれ異なる目的を持った統計であり、SNAのために分類を修正すると複雑になり過ぎるなどの問題が生じる。これから始まる財の生産物分類の検討で電気照明器具や民生用エアコンなどのように問題があるところだけでも前倒して、検討できないか。産業連関表の推計結果を所与としているが、そもそも産業連関表の個別品目の推計結果を検証すべきではないか、といった長期的な課題に係る意見が聞かれました。

また、内閣府からは、「サービス用機器(うちパチンコ・スロットマシン)」について、

ストックデータから資本蓄積式を利用して、フローの情報を推計する方法の試算結果が報告されました。資料の9ページに、推計値と工業統計を比較したグラフが掲載されておりますが、比較的近い場合もあれば、大きく外れる場合もあります。委員からも、今回検討された推計方法の問題を指摘する意見が幾つか聞かれました。そのため部会としては、現段階で結論を得ることは難しいと判断し、関係府省には行政記録等の活用など、更なる工夫の余地がないか、引き続き検討するように要請いたしました。

続いて、統計委員会担当室から、「鋼船」、「清涼飲料」、「肉加工品」、「そう菜・すし・弁当」の4品目の分析結果と今後の取組方針を御報告いただきました。資料は10ページ以降になります。10/36ページ以降が対応いたします。「鋼船」、「清涼飲料」、「肉加工品」については、第一次年次推計、第二次年次推計、産業連関表の利用統計をそろえることで、改定幅を縮小する可能性があることが報告されました。「そう菜・すし・弁当」については利用可能なデータの制約などもあり、現時点では明確な結論が得られておりません。近く予定されている産業連関表の結果とその具体的な推計手法の詳細を確認して、その上で今後の取組方針を整理するとの報告がなされました。委員からは、新しく利用する業界統計について、マージンの取扱いや各概念の統一が適切になされているのか、懸念する御意見が聞かれました。また、清涼飲料水については、改定幅が大きくなる要因の1つとして、基礎統計間での賃加工の取扱いの違いを指摘する御意見も聞かれました。

こうした指摘を踏まえ、「そう菜・すし・弁当」については、引き続き統計委員会担当室が中心となって検証を進めていただくよう要請いたしました。また、それ以外の3品目について、内閣府に対して今回の報告を踏まえた対応が可能かどうか、検証を進めていただくよう要請しました。来年は基準改定を予定していることから、本件については基準改定時に実施する様々な改善の一環と位置付けて、来年12月の年次推計における実装を目標に、今年度内に一、二回報告いただくというとり運びにしております。

続いて「(2)生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況」について、内閣府より生産側・分配側QNAの検討状況と今後の工程表について御報告がありました。資料の15、16ページにありますように、大まかな方向性は示されましたが、詳細なスケジュールは提出されませんでした。そのため委員からは、生産側・分配側の不整合や産業別推計値の精度などについて、ある程度のところで見切りをつけるべきではないか、具体的な検討の工程表を示して欲しいといった意見が複数聞かれました。また、分配側推計は難しい課題であるため、生産側・分配側の情報を組み合わせて、SUT体系へ整合的となるように同時推計することを目指すべきではあるが、それには時間を要する。分配の関係で関心が高いのは家計の部分であり、それが公表できれば他の先進国にかなり近づけるように思う。四半期の推計ではなく、まず、全体の年次推計から着手してはどうか。これは分配面の方でお話がありました。生産側の検討にリソースを集中して、生産側だけでも早目に公表できないかといった御意見も聞かれました。

本取組は、基本計画において2019年3月までに結論を得ることとされているものであり、既に期限を超えてしまっている課題であります。また、委員からも多くの御意見、御指摘があったことを踏まえ、部会長として、生産側については公表を念頭に置いた具体的な工

程表の作成のほか、他国の改定幅の状況など、結論を得るための前提となる客観的な情報を次回の部会で提示すること。そして、分配側については課題の整理を急ぐとともに、個々の課題の検討プロセスを早急に整理することを内閣府に強く要請いたしました。

「(3) Q Eの推計精度の確保・向上に関する課題への対応」です。内閣府から、Q Eの推計精度の確保・向上に向けた課題と検討の方向性について御報告をいただきました。具体的な検討課題は資料の19、20ページに記載されております。いずれも実装の難易度が高いことから、まずは基本的な課題を整理した上で、対応可能なものから順次導入することを目指すとの方針が示されました。なお、委員からQ Eの季節調整において「うるう年ダミー」を導入することについて検証することが提案されました。内閣府からは「うるう年ダミー」についても検討はされてきたものの、統計的に有意ではないという理由から、導入が見送られてきた」との御説明がありました。部会としては、過去の検証結果を報告するように要請いたしました。全体としては昨年度において部会として了としている計画に沿った内容ですので、委員からは特段の異論はありませんでした。なお、報告時期については年度末に一度にまとめて報告するのではなく、順次報告するよう要請いたしました。

「(4)その他」として、まず「法人企業統計調査の欠測値補完等について」です。財務省から、法人企業統計調査の欠測値補完等について御報告をいただきました。資料は27ページからになります。これは第Ⅲ期基本計画において、法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について、2018年度中に結論を得るとされていることを踏まえたものです。回答の値が「0」である場合と、欠測値の場合の区別について、具体的な方法の検討結果が報告されました。必要な予算措置やシステム改修の後に対応されることとなります。また、調査票の督促方法についても、改善に向けた取組が報告されました。これらの件について、委員からは特段の意見はありませんでした。続いて、欠測値補完におけるE D I N E T等の外部情報や過去データの利用可能性についての検討状況が報告されました。この件については委員から、過去データを補完に関して、2年前のデータで精度が改善するのか、財務省の研究会における検討結果を提示して示してほしい、補完推計に際して資本金を補完の基準とするのが最善かどうかを検証すべきといった意見がなされ、更に検討すべき課題が残されていることを確認いたしました。このため財務省に対して、更なる検討を要請するとともに、統計法施行状況審議の機会を捉えて、部会としての意見を改めてまとめていくことを考えております。

続いて「国際収支統計について」です。財務省から、国際収支統計の改善に向けた検討について御報告をいただきました。資料は33ページ以降を御覧ください。これは第Ⅲ次基本計画において、再投資収益の計上方法や「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」の公表など、財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について検討し、2019年度をめどに結論を得るとされていることを踏まえ、その検討状況を御報告いただいたものです。今回の再投資収益の計上手法の見直しと、通関統計の差異の透明化のための公表系列の追加の2つについて御報告をいただきました。いずれも技術的な内容であるために、詳細は割愛いたしますが、再投資収益の計上手法の見直しは不自然な段差の解消と、S N Aとの整合性の改善、通関統計との差異の透明化のための公表系列の追加は、ユーザ

一の利便性向上に資するものであるから、部会として適当と判断いたしました。

私からの報告は以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。ただ今の御報告について何か御質問等はございますか。

それでは、取りまとめたいと思います。部会では5つの課題に関して審議されたとのことであります。まず、1、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討であります。次回の基準改定の機会を捉えて、実装することを目標に作業を進めていくということです。SNAの改善に向けて、内閣府以外の関係府省が積極的に貢献するという非常によい形で検討が進められているように思っております。今後も内閣府や関係府省が協力して、着実に作業を進めるようお願いいたします。

第2に、生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の一般の検討状況についてですが、部会長から、工程表を一層具体化するように内閣府に要望がなされたとのことです。内閣府は速やかに対応をお願いいたします。内閣府は、精度の確保・向上を図ろうとすることは全く当然ですが、同時に課題の解決に向けて一定の期間内に一定の結論を得るということも重要だと考えております。その意味で、具体的な工程表に基づいて、部会委員の知見を生かしながら、一層しっかりと作業を進めていただきたいと思います。その際、公表に耐える精度がどの程度かを見極める。言いかえますと、どこかで割り切るということはなかなか難しい課題ではありますが、やらなければいけないことであります。部会委員の皆様にはよろしくをお願いいたします。

3番目のQEの推計精度の確保・向上に関する課題への対応であります。次回の基準改定の機会を捉えて実装することを目標に作業を進めていくということであります。基準改定となりますと、多くの作業が並行して進められることとなりますので、本件に関しても計画的に、前広に作業を進めていただくようお願いしたいと思っております。

4番目の法人企業統計の欠測値補完等についてですが、2018年度末に結論を得るということは難しい、引き続き検討を続けるとのことであります。残念であります。欠測値補完の問題は唯一の正解があるというような課題ではありません。こちらの方法がよりもっともらしいという、検証を積み重ねる形が必要と思っております。このため検討に時間を要すること自体は理解できるのですが、どこかの時点で一定の結論を出す必要があります。部会では審議を続けるということですので、そうした時間的なリクワイアメントについても配慮しつつ、しっかりした審議を進めていただくようお願いいたします。

最後に国際収支統計についてです。技術的な見直しではありますが、不適切な断層を取り除いて、経済の実態をより適切に映し出す、あるいは利用者自らの要望が強かった内訳係数を新たに公表するといった見直しであります。このようなことは言うまでもなく高く評価されるべき取組だと考えております。実装に向けて準備を進めていくようお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。資料7-1にあるとおり、専門委員について本日6月27日付で1名が任命されております。統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に所属すべき委員及び専門委員は委員長が指名するとされております。専門委員の所属を資料

7-2のとおり指名させていただきます。また、北村委員につきましては、人口・社会統計部に所属していただき、賃金構造基本統計調査の審議に御参加いただきたいと考えておりますので、資料7-2のとおり指名させていただきます。御多忙のところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

それでは、ここで休憩といたします。11時15分から再開いたします。

( 休 憩 )

○西村委員長 それでは、議事を再開いたします。

平成30年度統計法施行状況報告についてです。

例年であれば、私が総務省から統計法施行状況報告書の手交を受けているところですが、本日は、諸事情により手交を受けることなく、お手元の資料8の配布をもって統計委員会として総務省から報告を受けたものといたします。

この統計法施行状況報告に関する審議については、従前、基本計画部会において審議しておりました。基本計画部会につきましては、昨年7月に全委員参加の形である基本計画部会を改組いたしまして、同じく全員参加型である企画部会を設置しましたので、本件については企画部会に付託することといたします。

また、統計技術評価に資する事項につきましては、統計委員会令第1条第2項において、評価分科会で処理することとされております。

企画部会については、明日開催される予定ですので、統計法施行状況報告の内容については、明日の企画部会において説明を受ける予定です。

それでは、次の議事に移ります。

前回の統計委員会に引き続き、毎月勤労統計調査の事案について取り上げます。

平成16年（2004年）から平成23年（2011年）までの遡及推計の際のデータ不足につきましては、前回の統計委員会から、3つの問題について具体的な推計結果の検証が開始されています。

まず、平成19年1月調査分の旧調査票データがないという問題については、推計方法を5つに場合分けして、前回は、このうちの最初の2つの場合について、平成27年1月のデータを用いて、推計方法の確認、それが正しいかどうかについての試行結果を示していただきました。

2つ目の問題である、平成21年の新産業分類の変更に対応した抽出率の推計については、毎月勤労統計調査を使った推計と、平成18年事業所・企業統計調査を使った推計の2つの方法があることが示され、後者については、総務省に調査票情報の利用申請を行うという方針が示されました。

3つ目の問題である、雇用保険データによる労働者数の補正率の逆算については、前回、平成29年7月データを用いた試算においては、おおむね問題なく推計できるということが確認されました。

今回は、前回に引き続き、残された問題の解決に向けて、厚生労働省内で進められている検討状況を御報告お願いいたします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） では、

資料9に基づきまして、厚生労働省から御報告したいと思います。「毎月勤労統計調査について」という資料です。

おめくりいただきまして、3ページのところは前回提出したものと同じですけれども、遡及推計を行うために必要なもの、推計を行う必要があるものを、①、②、③と、先ほど委員長からもお話がありましたけど、3つに整理して、これらそれぞれについて推計方法の検証を行っているものを御報告したいと思います。

めくっていただきまして4ページのところで、これは前回報告したときに、公表値をベースに検証した中で、秘匿数値がございまして、その秘匿数値のために検証ができなかった部分がありましたけれども、可能な限りシステム等に戻って取得できる数値がある場合は、これを用いて計算をすべきという御指摘がありましたので、その全般的な御報告です。

①の推計の部分と③の部分にあったところが一番上の四角枠内ですけれども、その次のところに、その当たった部分につきまして、①の方の旧対象事業所の集計値につきましては、これは集計結果というところを使ったものだったのですけれども、平成19年旧1月分の集計結果で、対象が少ないということで秘匿されている区分については、システム内部に数値が確認できなかったというのが、今現在御報告できるところです。

雇用保険データにつきましては、これは平成19年旧1月分の部分ではありますけれども、補正率につきましては新の方の集計結果を用いることができますので、システム内部のデータを使って取得できることは確認できたところです。

ですので、一番下のところですが、システム内部から確認できる部分につきましては、もちろんそれを使いますし、システム内部にない部分につきましては、更に推計の中でその作業を進めるという形になろうかと思えます。

なお、この後資料が少し出てまいりますけれども、秘匿部分がシステム内部にあったものにつきましては、検証としてはそれを使うのですけれども、実際の資料としては、秘匿のまま、かい離のみを表示する対応にしたいという御報告です。

では、5ページから具体的な①、②、③の推計の検証につきまして、順次報告したいと思います。①のところは前回お示ししたもので、平成19年1月分調査に基づくギャップの修正の手順です。

めくっていただきまして、6ページはそこで用います平均賃金、それから7ページは前月末労働者数、そして本月末労働者数の推計値ということで、ここは①の中で5つある段階の第2段階で活用させていただく労働者数の基礎となる式であるということで御覧いただければと思います。

具体的には次の8ページのところが5つの場合分け、5段階に分けての推計でして、前回は(1)と(2)につきまして検証を終えて、一定程度の精度でできるのではないかということで検証したものですけれども、今回はこの次の(3)、メインは(3)になります。の検証につきまして報告したいと思います。

続きまして、10ページを御覧ください。これが先ほどの(3)に当たります第3段階での推計方法を試行という形でやったものでして、先ほど委員長からもお話がありましたけど、平成27年1月分のデータを使って、今回やろうとしている方法が適正にできるか、ま

たどの程度のかい離があるのかを検証したのが、これ以降の作業です。

上の四角の3つ目の丸ですけれど、第3段階として、積み上げ産業でない指数作成産業のうち、場合分けの(1)に該当せず、(3)に該当する11産業で推計を実施したというものです。

500～999人規模及び1,000人以上規模の推計値を計算した後で、推計和半労働者数で加重平均を用いて、500人以上の推計値を算出するという手段をとっております。

下の結果表を御覧ください。まず、左側の方ですけれども、これが先ほど申しました(1)の平成24年1月の抽出率が1でない部分につきまして、平成27年1月が1というところが11産業、この平成27年の時点での推計でありまして、これらについて平成27年1月分の旧結果というのを検証したものです。

その結果が右側の表で真ん中が500～999人、一番右が1,000人以上ですけれども、それぞれかい離というのが出ております。かい離がゼロというところはありませんけれども、端的には若干かい離が大きいところが見受けられたということです。

そのかい離をどう評価するかというと、一つの判定として、次の11ページを御覧いただきたいのですが、今回のことがありまして、従来公表値から再集計したものを、平成27年1月はもちろん結果が出ているものですので、これにつきまして、この11分類について計算すると、かい離がここで御覧いただけますように、多いものでマイナス1万6,000強というのがありますけれども、あとは数千円レベルという感じのものが見受けられますが、これと先ほどの10ページの表を比べていただくと、単純なこの第3段階の推計をやったものでは、少しかい離が大きいのではないかと。実際の従来公表値から再集計値への修正幅よりも大きいかい離が出ているというのは、もう少し精度を高める必要があるのではないかという認識があります。

この辺りのものを、次の12ページに整理させていただいております。1,000人以上規模のところにつきましては、2産業については個票データが存在しない。存在しないというのは、提出されたものがなかったというものですので、そこについては推計できないわけですが、これらについては1月もデータがないという区分でしたので、そこは再集計値が存在しない、ここは推計の対象にはならないものであったということと、あと残り9産業のうちの1産業、M76につきましては、平成26年12月の個票は存在したのですが、平成27年1月に同一事業所がなかったということで、もちろん平成27年1月は全数ではあるのですが、何らかの形で1月には出ていなかったということで、推計値が出なかったということです。

残り8産業のうちの3産業については再集計値と一致いたしました。ここで東京都の事業所が存在しなかったため、その場合には従来公表値がそのまま使えるということで、従来公表値を使うことで一致したものです。残りの5産業について、マイナス1万7,810円から1,202円のかい離が出ていたということが、1,000人以上のところの状況です。

同じように500～999人も、データが存在しなかった部分等ありますけれども、9産業において一定の幅のかい離が出ていたというものです。

500人以上については、それらをあん分したものの、1,000人以上がなかったものについて

は、500人以上が出せなかったという状況です。

これについて、では、中身はどう考えるかが13ページでして、基本的には平成27年1月の部分が全数ですので、そこの個票データで見て、平成26年12月の個票データが存在するものを選び出して、それを平成27年1月の旧対象事業所とみなすという方法をとっているわけですが、そこで合わない部分が出てくるということで、平成26年12月に何らかの理由で出ていなかった事業所等もあることがその原因として考えられます。この真ん中のところの試行により得られた知見ということで、平成26年12月の個票データに存在する事業所のうちで、平成27年1月の新対象事業所の個票データに存在しない事業所があったということ。本来全数ですが、実際問題としては存在しないので、そこが旧対象事業所の個票データとして集計するに不十分な部分があって、一定の限界があったのではないかとこのもの。

ただ一方で、平成26年12月の個票データに東京都の事業所が存在しなければ、それは平成27年1月にも東京都の事業所がないだろうということで、従来の公表値がそのまま使えるのではないかと。そうすると一定程度の精度が達成されたということになります。

ここに加えて更に考えたものが、その次の平成27年1月の新対象事業所の個票データで、平成26年12月の個票データが存在するものにつきまして、東京都の事業所を選び出して、そこについての集計結果を用いると、実はここはそういう集計をすれば、2枚戻りますけれども、先ほどの8ページの5つの場合分けのうちの2のところ、これは東京都の集計結果がある場合ということですが、それを平成26年12月に応用して、12月のところで集計したものを作れば、同じようなこの2の方法が使えて、東京都のデータの部分の推計ができるのではないかと考えました。

それを実際やってみたのが、次の14ページです。これが第3段階の2回目で、第3段階として、積み上げ産業でない指数作成産業のうちで、場合分け(1)に該当せず、(3)に該当する11産業につきまして、東京都で用いられていると考えられる個票データを特定し、それを用いて場合分け(2)の方法を使ってみたものが、次の結果表です。これで見ますと、かい離がある程度抑えられたものと考えております。

その整理が次の15ページです。1,000人以上につきまして、1回目でかい離が発生した5産業のうち、1産業では一致し、4産業ではかい離が縮小したというものです。一部拡大したところもありますけれども、多くの部分で縮小ができたものです。

同じことが500~999人にも言えますので、その結果500人以上についても縮小できたというものです。今回の平成27年1月分を使っての検証の考え方としては、基本的には第3段階の方法を使ってやるわけですが、ただ可能な範囲で東京都のデータが特定できるものについては、2の方法を使って、より精度を高めることを実際の遡及推計にも活用したいというのが、今回報告したい第1点目です。

続きまして16ページは、次の第4段階の状況を整理いたしました。第4段階は、9ページ上の(4)に記載してある数式のとおり、分かっている部分と分かっていない部分の引き算で、残差で出そうというものです。端的には全体が分かっている、その中に含まれる積み上げ産業を構成する単位産業の公表値等が分かっているならば、そこを引き算したら残

りの部分が出せるのではないかという考え方です。

これにつきまして、16ページに戻っていただき、積み上げ産業がどういう形で起きているかが、赤字で記載しているものです。赤字の部分に推計値がある産業ですので、Dでいきますと3つの部分に分かれるわけですが、残念ながらこのDは3つの部分とも推計値は存在しません。その他についても以下のような状況になります。

ポイントは、その中で1つだけ分からない部分があれば、ほかの部分の引き算、残差で出すことができるということで、具体的にはこの中では下から2つ目のPが相当するわけです。ただ、それ以外につきましては、未知数に当たります黒い部分が複数ありますので、単純に引き算ではできないので、結論的に申しますとここにつきましては、次の5段階の方法で、何らかのあん分を使って出すものです。

ただし御覧いただきますように、合計になります大分類のEとM、この2つについては、計自身も推計値がない状況になっております。その部分については、箱の下の矢印の下に記載しておりますけれども、(2)で積み上げ産業の推計値がある産業を除いた2産業(EとM)については、これ自身を別途推計を行いたいと思っております。その上で残差を一定の割合で分けるやり方が適切だろうと考えております。そういう意味では、4段階そのものの作業というよりは、次は4段階と5段階合わせた推計作業をしたいと考えております。そのための今回と同じような検証を、次回報告させていただければと考えております。

以上が、①に当たる3つのうちの1つ目のものです。

17ページ②は、平成21年の抽出替え時点における新産業分類の抽出率逆数というものです。この17ページの考え方自身は、前回お話しした部分で、ポイントは一番下になりますけれども、一定の抽出率逆数が旧産業分類で分かっているときに、事業所数であん分することによって、新産業分類ベースのものの抽出率逆数を推計するという作業をとるわけですが、そのあん分に用いる事業所数として、一番下にあります(A)として毎月勤労統計調査の情報、それから(B)として事業所・企業統計調査の調査票情報、これらを使うことが考えられます。

このうち(A)については、前回御報告いたしました。(B)につきましては、この平成18年の事業所・企業統計調査を使う必要がありますので、この利用申請を総務省にさせていただきまして、短い期間でしたけれど御尽力いただき、データをいただきました。ただ、データが我々の手に入りましたのが今週に入ってからになりましたので、以下、可能な範囲でやったものを、今回は報告させていただきます。

次の18ページから19ページ、これは組替えの検討が必要と考えられる産業の整理で、これは前回お示ししたのと同じです。

20から21ページにつきましても、東京都と東京以外で分けつつ、どういう形で規模別の推計すべき部分があるかというものの整理ですので、説明は省略いたします。

22ページ、これも前回と同じですけれども、具体的な例として、例えば繊維工業の場合、この4つの部分が組み合わさる形になりますので、その4つの組み合わせの仕方について事業所数であん分するという例です。

具体的に行ったものが次の23ページでして、23ページの右側に数字が並んでおります。抽出する逆数、これは旧分類の各分類での抽出率逆数が真ん中にまずありまして、毎月勤労統計調査の個票データを利用した事業所数でのあん分割合を出したものが、この次の2つのもので、これは前回と同じです。

今回新しくお示しするのが、次の事業所・企業統計調査の調査票情報を利用したあん分割合でして、御覧いただきますと、元々のデータが少ないところは、事業所・企業統計調査でも少ないのですけれども、ただ、毎月勤労統計調査の個票データよりは、数としては多くとることができるということで、やや細かいあん分割合がとれているというのが、今お見せできる数字です。

次、めくっていただきますと、同じ東京都の100～499人、それから30～99人のところもお示したものです。

東京都については何とか今回集計数字をお見せできるのですけれども、東京都以外の47道府県につきましては、現在集計中ですので、次回の御報告とさせていただければと思います。

これらのあん分割合を使って、では、具体的に抽出率逆数がどうなったかというのが、次の25ページです。これにつきまして、そこに赤字で記載しておりますけど、実は前回お示したときに、実際の調査における集計においては、抽出率逆数は整数であることから、逆数を整数にしたものをお示したのですけれども、前回統計委員会から「推計なので小数点以下も使った方がいいのではないか」という御指摘がありました。

実際にシステムで、抽出率逆数に小数点以下を使えることが分かりましたので、今回は抽出率逆数を小数点第3位まで算出したものをお示しいたしました。その上で御覧いただきたいのですけれども、数字が4列並んだうちの左側の2つにつきましては、前回お示したものを小数点まで入れてお示した、毎月勤労統計調査の個票データを利用したものです。

一方今回新たに計算しましたのが、事業所・企業統計調査の逆数でして、まず東京都500人以上規模、25ページですけれども、若干違いはありますが、おおむね近い感じが出ているのではないかと考えております。最終的にこの2つの数字からどの数字を使うかというのは、検討の上で、また報告したいと思っておりますけれども、ただ一定程度近い数字が出ており、推計値としては比較的スムーズに決められるものという気持ちです。

次の26ページが東京都の499人以下のところですが、2つの規模につきまして、各2産業について同じように抽出率逆数を並べております。これにつきましても、100～499人の繊維工業、数字としては違う感じになりますけど、この辺りはこの2つの数字をベースに考えるのかと。

一方、その下の部分は毎月勤労統計調査では個票データがとれませんでしたので、事業所・企業統計調査を使うことによって数字が得られたということで、ここも数字がない部分が回避できたという意味では、この2つを使うことが意味があったのかと考えております。その下も同様に数字が出ているというものです。

27ページは東京都以外の方で、これは先ほど申しましたけれども、まだ現在集計中とい

うことで、今比較数字は出ていない状況です。ここは次回の委員会お示しするというところで、東京都以外の部分の数値と、この2つの数字をどういうふうを考えていくかの考え方を整理したいと考えております。

以上が②の部分です。

最後、③の雇用保険データにつきましては、方法等はもう確立していますし、確認の部分も前回大体終わったものですけれども、31ページを御覧ください。これは補正率の逆算を試行してみたのを、平成29年7月の率を使ってやったわけですけれども、実際前回のときは、この青く塗っているところは秘匿数値ということで、その部分のデータがなかったものでお示していました。今回、先ほど冒頭に御説明しましたように、システムまで戻って数値を拾ってきて、その場合の計算と推計値との比較の差をとったというところなんです。

御覧いただきますとおり、青い部分、31ページですと全てゼロが入ったということで、システム内の秘匿数値と使ったものでぴったり数字が合いました。

それ以降32ページ、これも差はゼロとなったということと、あと33ページは、御覧いただきますと、一番右側の5～29人のところでは、下のところで差が1は出ましたけれども、全体として多くがゼロ、あとはプラスマイナス1が若干存在することが確認できましたので、秘匿であったところも含めて、この方法で補正率は問題なくとれるという結論です。

今回できた部分までの報告になりますけれども、今回の報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の方法について、何か御質問、御意見等ございますか。かなり細かい話ではあるのですが、どうぞ。

○鈴木総務省統計委員会担当室次長 担当室次長の鈴木です。ありがとうございます。今日初めて見せていただいているところで、コメントですが、新産業分類の見直しのところなんです。23ページ目辺りからですが、先ほど毎月勤労統計調査と事業所・企業統計調査でもほぼ似たような数字が出たということで、これからこのあん分については検討されるということですが、2つの統計を使ったそのあん分比率を比較してみると、全般的には事業所・企業統計調査の方が事業所数が多くて、より精緻にあん分されているのではないかという印象を私は持ちました。

23ページのところで、例えば真ん中辺りに情報通信業がありますけれども、ここは毎月勤労統計調査でも、上の情報通信業が28社で、下のその他専門サービスがゼロ社であん分比率が1とゼロになっていますが、事業所で見ると175社と11社ということで、0.941と0.059ということで、ここについては毎月勤労統計調査を使ってもそんなに変わってないという印象は持ちます。

下から2つ目の学術研究・専門・技術サービスのところも、事業所数では事業所・企業統計調査が多いわけですが、あん分比率をこの毎月勤労統計調査と事業所・企業統計調査と比べると、おおむね同じ数字となっていて、この辺りはどちらを使ってもいいような感じがいたします。

一方で、次の24ページの東京都の数字で、例えば30～99人の繊維工業を見ますと、毎月勤労統計調査ではもう1社しかないの、一番上の繊維工業のところがあん分1というウエイトになっています。事業所・企業統計調査の調査票情報を使うと、16社、62社、4社、

2社と非常に社数が多く、こちらのおん分割合0.19、0.738、0.048、0.024という方が、より精緻となっている印象がありますから、こういう業種は事業所・企業統計調査の方が、より精度が高いという印象を持ちましたので、残り46道府県分を推計される時も、その辺のおん分比率とか、そこから出てくる抽出率逆数の適切性について、御検討いただきたいと思った次第です。

○西村委員長 ありがとうございます。その他御意見ございますか。

どこかで割り切らなければいけないことはあり、そもそもなぜ事業所・企業統計調査を使った方がいいかという議論が出てきたのも、正に今の鈴木参与が言っていることと絡んできたわけですが、1つは時期の問題、利用可能な年の問題があるわけですね。それをどうするかということですが、それについてある程度のことは分かりますか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 以前に担当室の方で、この2つを使ったメリット、デメリットを整理いただいております。実際先ほど鈴木次長からもお話がありましたように、明らかに数としては事業所・企業統計調査の方が安定的にとれるかと思えます。あと、毎月勤労統計調査そのものの数値だということでは、毎月勤労統計調査のデータを使う方がいい部分もあると思えますけれども、ただ極端になっているところをどう評価するかが、一番悩ましいところです。その部分です。

あとは極論としては、例えば2つの中間的な数字をとるというのも、考え方をしてはあられるのかもしれませんが、その優劣評価自身は、極端な数字をどう評価するかは考えなければいけないと思えます。それ以外については、あまりどちらをとるかは明確にはなく、両方の部分をうまく使ってというのが、正直今の時点で考えたところです。

○西村委員長 もっともらしい意見だと思いますけれど、これは正解があるわけではないので、どういう形でやっていくのか。これは平成27年の数字ですから、更に以前の数字を出そうとしたときにどういう動きになるかは、また違うこととなりますので、そういったことを含め、実質的にはその時点で考えていくことになると思えます。

ほかにいかがでしょうか。それでは、取りまとめたいと思えます。

今回も厚生労働省には、平成16年（2004年）から平成23年（2011年）の遡及推計に向けて、しっかりと分析をしていただいたと思えます。

論点となっている3つの問題を順番に見ていきますと、まず、平成19年1月の新旧対象事業所のギャップ修正については、5つのケースに分けた推計方法のうち、3つ目のケース、具体的には平成19年1月の調査対象事業所の入れかえ時に東京都の抽出率の逆数が1の場合では、標本交代後も調査対象事業所であったもののうち、平成18年12月にも調査対象事業所であった東京都の事業所を旧対象事業所に該当するとみなすことで、旧対象事業所ベースの推計ができるということが分かりました。

更に、東京都が旧集計調査（地方調査）を公表している場合には、3つ目のケースを推計する際には、2つ目のケースの推計方法も一緒に利用すれば、更に推計誤差を縮小できるという結果が得られています。

4つ目のケース、具体的には、これまで報告のあった3つのケース以外で、個々の産業

を積み上げた産業及び積み上げ産業を構成する単位産業の公表値又は推計値が存在する場合ということですが、この場合は差分から導き出す情報が不足しているため、この方法を利用できる産業がないことが分かりました。このため、これまで検討した3つの推計方法が使えない場合は、何らかの推計方法を考える必要が出てきます。この点は残された課題になりますので、厚生労働省において引き続き検討をお願いいたします。

第2のデータ不問題である平成21年度の新産業分類の変更に対応した抽出率の推計に関する問題については、毎月勤労統計調査の調査票情報を用いる推計方法と、新旧の産業分類が事業所ベースでひもづけられている平成18年事業所・企業統計調査の調査票情報を用いる推計方法の2つの方法を検討した結果の一部が示されました。事業所・企業統計調査の結果は、調査票情報を入手して数日しかたっていないということのようですので、しっかりと間違いなく計算して、次回の統計委員会で報告をお願いいたします。

第3の問題である雇用保険データによる労働者数の補正率の逆算については、前回、平成29年7月のデータを用いた試算結果において、秘匿区分などを除いてよい結果が得られる見込みであることが確認されていきました。今回、秘匿データがシステム内部に存在することが確認されて、当該秘匿データを確認した結果、秘匿部分を含め、網羅的に問題が解決できる見通しが立ったと思っています。

今回も、前回に引き続き、厚生労働省の担当者が精力的に推計方法の検証を行うことで、更に検討が前進したと思っております。厚生労働省が非常に頑張っているのには敬意を表したいと思います。

厚生労働者におかれましては、次回以降も残された課題について御報告をいただき、実際の平成16年（2004年）から平成23年（2011年）の遡及推計に向けて、精力的に取り組んでいくことを改めてお願いいたします。

最後に、本日建議した再発防止策などを踏まえた厚生労働者の対策など、本年3月に統計委員会から厚生労働者に対して要請した情報提供のうち、報告されていない厚生労働省としての対策、そして、本年6月から行うこととされている東京都での大規模事業所の全数調査の実施状況、そして全数調査移行の影響分析などについても計画的に取りまとめて、しかるべき時期に統計委員会に報告をお願いします。これは非常に重要な点ですので、実際にきちんフォローアップをする必要がありますので、きちんとした報告をお願いします。

次の議事に移ります。令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議(素案)についてです。お手元にあると思っておりますので、見ていただきたいと思います。

統計リソースを重点的に配分する分野については、各府省において予算要求について検討が進められているこの時期に議論し、昨年も建議として決定しました。今年も建議として決定して、各府省のリソース確保を後押ししたいと考えております。今年はそれ以上の内容を実は含めております。

内容につきましては、本日お手元に私の素案をお示しいただいております。資料10です。まず初めに、建議に当たっての基本的な考え方を示した上で、来年度の重点分野として、先ほど示した公的統計の総合的品質管理に関連したガバナンスに関する取組、この点が重要な点で、政府統計全体のガバナンスに関する取組、それからそのほかに重要な統計改革

推進に係る取組について掲げております。

最後の部分では、本建議が統計リソースの確保に着実に反映されるようにするための周知とフォローアップについて記載しております。このフォローアップも非常に重要な点で、これは政府統計全体のガバナンスを効果あるものとするためにも重要な点であります。

素案の段階ですが、皆様の御意見等がありましたら御発言をお願いしたいと思います。今出たすぐの話なので、いきなり御意見等は難しいということでもあるかもしれませんが、この場で何か御意見いただければと思います。

先ほども申し上げましたように、この建議は極めて重要だと思っています。予算、それから人員、そのリソースに関して、司令塔としての統計委員会がきちんと、要は方針を示し、そしてその方針どおり各府省が動いているかをきちんとフォローアップする、そしてそれが実効あるものかを更にフォローアップしていくことが、政府全体の統計を包括する統計委員会としての重要な責務であると考えておりますので、それを明確にする形にしております。

いずれにせよ、まだ時間がありますので、皆様、御意見がありましたら、適宜メール等で御相談させていただきながら、私の方で引き続き検討して、7月の統計委員会で建議を取りまとめたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日用意いたしました議題は以上です。

次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については調整中です。日時・場所につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第138回統計委員会を終了いたします。